

5 経 営 第 998 号

令和 5 年 7 月 10 日

農林中央金庫代表理事理事長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害に係る被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害に係る被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来することが懸念されているところであります。

つきましては、農林漁業者等の被害の実情、農林漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災地における貴金庫支店において被害農林漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないよう、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして引き続き被害農林漁業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、特段の御配慮をいただくとともに、傘下系統金融機関に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

5 経 営 第 998 号

令和 5 年 7 月 10 日

一般社団法人全国農業協同組合中央会会長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害に係る被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害に係る被害を受けた農業者等においては、農業経営等に支障を来することが懸念されているところであります。

つきましては、農業者等の被害の実情、農業経営への影響等を十分御理解の上、被災地における被害農業者等の資金繰りに重大な支障が生じないように、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして引き続き被害農業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、特段の御配慮をいただくとともに、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

財 政 第 247 号
5 経 営 第 998 号
令 和 5 年 7 月 10 日

株式会社日本政策金融公庫

農林水産事業本部営業推進部長 吉永 俊雄 殿

財務省大臣官房政策金融課長 芹生 太郎
農林水産省経営局金融調整課長 宮田 龍栄

令和5年6月29日からの大雨による災害に係る当面の貸付業務について（依頼）

貴公庫におかれては、日頃より、天災による被害農林漁業者等に対するきめ細かい配慮を行っていただいているものと承知していますが、特に令和5年6月29日からの大雨による災害に係る被害を受けた農林漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないように、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして、引き続き個別事業者の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、対応方よろしく願いいたします。

また、各支店及び受託法人に対しても、この趣旨について、周知をお願いいたします。

財 政 第 247 号
5 経 営 第 998 号
令和 5 年 7 月 10 日

独立行政法人農林漁業信用基金理事長 牧元 幸司 殿

財務省大臣官房政策金融課長 芹生 太郎
農林水産省経営局金融調整課長 宮田 龍栄

令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害に係る被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農林漁業者等に対する保証・保険業務につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害に係る被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、農林漁業者等の被害の実情、農林漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災地において被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

5 経 営 第 998 号

令和 5 年 7 月 10 日

全国農業信用基金協会協議会会長理事 殿

農林水産省経営局金融調整課長

令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害に係る被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農業者等に対する保証業務につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害に係る被害を受けた農業者等においては、農業経営等に支障を来することが懸念されているところであります。

つきましては、貴会の会員である農業信用基金協会において、農業者等の被害の実情、農業経営への影響等を十分御理解の上、被災地における被害農業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られますよう、周知をお願いいたします。

5 経 営 第 998 号
令和 5 年 7 月 10 日

一般社団法人
全国銀行協会会長
第二地方銀行協会会長
全国地方銀行協会会長
全国信用金庫協会会長
全国信用組合中央協会会長

殿

農林水産省経営局金融調整課長

令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害に係る被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害に係る被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来することが懸念されているところであります。

つきましては、農林漁業者等の被害の実情、農林漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災地において被害農林漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないよう、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして引き続き被害農林漁業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、特段の御配慮をいただくとともに、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。